

一般社団法人 日本消防防災電気エネルギー標識工業会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本消防防災電気エネルギー標識工業会と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都豊島区に置く。

(目的)

第3条 当法人は、防災意識の高揚と災害時における防火・防災体制の強化を図るとともに消防防災電気エネルギー標識の製造技術・開発及び機能の向上並びに消防防災電気エネルギー標識の普及、その適切な使用及び維持管理の推進を図り、以って、火災その他の災害による被害の防止及び軽減に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防火思想の普及宣伝その他防災に関する事項
- (2) 消防防災電気エネルギー標識に関する諸問題の調査研究
- (3) 消防防災電気エネルギー標識の機能向上に関する調査研究
- (4) 消防防災電気エネルギー標識の適切な使用及び維持管理に関する啓蒙と普及宣伝
- (5) 関係諸官庁及び関係団体との連絡協調
- (6) 認定制度等に関する協力
- (7) 機関紙、パンフレット、参考資料及び図書の刊行
- (8) 研究会、講演会、懇談会及び講習会の開催
- (9) その他当法人の目的を達成するために必要な事項

(公告)

第5条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都内において発行する日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 会員

(種別)

第6条 当法人の会員は、次の4種とし、正会員、会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 会員 当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (3) 賛助会員 当法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

- (4) 名誉会員 当法人に功勞のあつた者又は学識経験者で総会において推薦された者

(入会)

- 第7条 当法人の目的に賛同し、入会した者を会員とする。
- 2 正会員、会員及び賛助会員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、役員4名の推薦を以て会長の承認を得るものとする。

(経費の負担)

- 第8条 正会員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。
- 2 正会員、会員及び賛助会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。
- 3 名誉会員については、入会金及び会費を徴収しない。

(会員の資格喪失)

- 第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。
- (1) 退会したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 6ヶ月以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。

(退会)

- 第10条 会員は、いつでも退会することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対し予告するものとする。

(除名)

- 第11条 当法人の会員が、当法人の名誉を毀損し、当法人の目的に反する行為をし、会員としての義務に違反する等除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49条第2項に定める総会の特別決議により会員を除名することができる。

(会員名簿)

- 第12条 当法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成する。

第3章 総会

(総会)

- 第13条 当法人の総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時総会は、必要に応じて開催する。

(開催地)

第14条 総会は原則として主たる事務所の所在地又は、これに隣接する地において開催する。

(招集)

第15条 総会の招集は、理事会がこれを決定し、会長が招集する。

2 総会の招集通知は、会日より1週間前までに各会員に対して発する。

(決議の方法)

第16条 総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総正会員及び総会員の議決権の過半数を有する総正会員及び総会員が出席し、出席会員の議決権の過半数をもってこれを行う。

(議決権)

第17条 会長は6個、副会長は5個、専務理事は4個、常務理事は3個、理事は2個、正会員及び会員は1個の議決権を有する。

2 名誉会員及び賛助会員は議決権を有しないが、総会に出席して意見を述べることができる。

(議長)

第18条 総会の議長は、会長がこれに当る。会長に事故あるときは、予め理事会で定めた順位に従い、他の理事がこれに当たる。

(議事録)

第19条 総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

第4章 役員等

(役員の設置)

第20条 当法人に次の役員を置く。

理事 3名以上20名以内

監事 1名

2 理事のうち、1名を代表理事とする。

3 代表理事を会長とし、理事のうち、1名を副会長、1名を専務理事、6名以内を常務理事とすることができる。

(選任等)

第21条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。

(理事の職務権限)

第22条 会長は、当法人を代表し、その業務を執行する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、専務理事は当法人の業務を執行する。
- 3 常務理事は、当法人の業務を分担執行する。
- 4 会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

- 第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して、事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任務)

- 第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
 - 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 4 役員は、辞任又は任期の満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(解任)

- 第25条 役員は、総会の決議によって解任することができる。
- ただし、監事を解任する場合は、総正会員及び総会員の半数以上であって、総正会員及び総会員の議決権の3分の2以上に当る多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

- 第26条 役員の報酬、賞与其他職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、総会の決議をもって定める。

(取引の制限)

- 第27条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会において、その取引について、重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。
- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
 - (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

(責任の一部免除又は限定)

- 第28条 当法人は、役員的一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額

を控除して得た額を限度として免除することができる。

- 2 当法人は、外部役員との間で、一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金100万円以上で当法人があらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第5章 理事会

(構成)

第29条 当法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第31条 理事会は会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

- 2 代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(理事会規則)

第34条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第6章 名誉会長、顧問及び参与

(名誉会長、顧問及び参与)

第35条 当法人に、学識経験者、当法人に功労のあった者及び当法人の事業と密接に関係のある者の中から、名誉会長1名、顧問及び参与若干名を置くことができる。

- 2 名誉会長、顧問及び参与は、会長の推薦に基づき総会において選任する。
- 3 名誉会長、顧問及び参与は、当法人の事業に関する重要な事項について理事会の諮問に応じ、意見を述べるものとする。
- 4 名誉会長、顧問及び参与に対しては、理事会の決議を経て手当又は謝礼を支払うことが出来る。

第7章 委員会

(委員会)

- 第36条 当法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会は、その決議により、委員会を設置することができる。
- 2 委員会の委員は、有識者及び学識経験者のうちから理事会が選任する。
 - 3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は別途定める。

第8章 事務局

(設置等)

- 第37条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
 - 3 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
 - 4 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、会長が理事会の決議により別に定める。

第9章 基金

(基金の拠出)

- 第38条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。
- 2 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。
 - 3 基金の返還の手続については、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第10章 計算

(事業年度)

- 第39条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

- 第40条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。
 - 3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第41条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の付属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の付属明細書

2 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くものとする。

- (1) 監査報告

第11章 附 則

(最初の事業報告)

第42条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成24年3月31日までとする。

(法令の準拠)

本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

上記定款は一般社団法人日本消防防災電気エネルギー標識工業会の定款であることに相違ありません

平成25年6月19日

一般社団法人日本消防防災電気エネルギー標識工業会
代表理事 土屋 正隆